

南城市景観まちづくり計画

運用ガイドライン

南城市景観まちづくり計画

暮らしのなかで自然・歴史・文化が薫り、
人々に癒しと感動をもたらす美しい景観のまち 南城
の実現に向けて

平成24年3月
沖縄県 南城市

平成24年3月
沖縄県 南城市

目次

第1章 はじめに

1-1	ガイドライン作成の目的	1
1-2	ガイドラインの活用にあたって	2
1-3	「景観まちづくり」の基礎	3
1-4	南城市景観まちづくり計画の概要（届出制度に関係する部分のみ）	5

第2章 手続き編

2-1	「届出」の手続きの流れ	9
2-2	届出の前に行う「事前協議」の目的	10
2-3	届出が必要となる行為や景観形成基準の読み取り方	11
2-4	届出の対象となる行為	14
2-5	届出の対象とならない行為	19
2-6	届出に必要な書類	20
2-7	他法令の手続きとの関係	21

第3章 景観形成基準編

3-1	景観形成基準の重要性	23
3-2	景観形成基準への適合性の審査について	27
3-3	景観形成基準の解説の見方	28
3-4	「建築物の建築等および工作物の建設等」に関する基準の解説	30
3-5	「開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更、水面の埋立て又は干拓」に関する基準の解説	79
3-6	「土石の採取、鉱物の掘採」に関する基準の解説	84
3-7	「木竹の伐採」に関する基準の解説	87
3-8	「屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積」に関する基準の解説	90